

障福第3067号
令和5年2月9日

障害福祉施設サービス事業所等管理者 殿

茨城県福祉部障害福祉課長
(公印省略)

障害福祉サービス事業者における障害者の希望を踏まえた適切な支援の実施 について

先日、北海道内の共同生活援助事業所の利用者が不妊処置を受けていた事案について報道がなされ、関係自治体において事実関係の確認が行われているところです。

国は、別添のとおり令和5年1月20日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、同子ども家庭局家庭福祉課及び母子保健課連名事務連絡において、障害福祉サービス等の利用の条件として避妊処置等を求めることや、利用者に対し避妊処置等を強要することは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）」第42条規定される障害福祉サービス事業者の責務規定に違反するものであり、また、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という法の基本理念を踏まえれば、障害があることを理由に子どもを産み育てられないものとして支援することはあってはならないものであり、常に障害者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない、として、その趣旨についてあらためて通知されたところです。

については、障害者支援の実施に当たっては、下記に留意のうえ、法に基づき適切なサービスの提供を実施願います。

記

- 1 障害福祉サービス事業者及び相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）は、障害者（以下「本人」という。）の生活の希望を丁寧に把握することや、本人の自己決定を尊重しつつ意思決定の支援に配慮すること。
- 2 障害福祉サービス事業者等は、支援方針について丁寧に検討し、関係機関の連携の下、本人の希望の実現に向けた支援を進めるとともに、資源の開発や連携強化を含めた地域支援体制構築を進めること。

問い合わせ先

茨城県福祉部障害福祉課 自立支援担当

電話 029（301）3363